

# 相談室 Q&A

## 労災・通災関係

### Q マイカー通勤者が普段電車通勤の同僚を乗せて事故に遭った場合、通勤災害となるか

先日、マイカー通勤を認めている社員が、同僚を乗せて通勤する途中に交通事故に遭いました。同乗した社員は、普段は電車通勤ですが、マイカー通勤の社員と家が近いので、時々同乗させてもらい通勤していたようです。2人とも軽傷程度でしたが、通勤災害と認められるのでしょうか。

(長野県 H社)

A 逸脱や中断といった行為がなければ、2人とも通勤災害と認められる可能性が高い。会社が把握している通勤経路でなくとも、通勤経路としての合理的な経路・方法であれば、労災保険の対象となる

回答者 吉田 爵宏 よしだ たかひろ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

## 1. 通勤災害について

通勤災害とは、「労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡」をいいます。また、通勤とは、労働者が就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③住居と就業の場所との間の往復に先行または後続する住居間の移動——のいずれかの移動を合理的な経路および方法により行うことであり、業務の性質を有するものは除かれます。

## 2. 判断のポイント

ご質問のケースを考える際は、下記の四つが判断のポイントとなります(以下では、関係性を簡略に表現するため、マイカー通勤の社員=A、同乗した社員=Bとします)。

### [1] 住居と就業の場所との往復であるか

Aについては、家が近い社員を同乗させて通勤するとありますので、自宅から会社への往復であ

ることはうかがえます。また、Bについても、通勤のためにAの自動車に同乗しているため、住居と就業の場所の往復と考えて差し支えないでしょう。

### [2] 就業のための往復であるか

「就業のため」とは、移動行為が業務に就くためまたは業務を終了したことに起因して行われることを意味します。2人共に通勤途中での災害であるため、就業との関連性が認められます。

### [3] 合理的な経路によるか

Aについては、普段どおりの通勤経路を使用していれば、当然、合理的な経路と認められます。また、Bについては、会社に届け出をしている経路とは異なりますが、仮にマイカー通勤した際には、Aと同様の経路を使用することが想定されるため、合理的な経路といえるでしょう。

なお、Bを同乗させるため、Aが通常の経路を迂回する場合は、通勤途中のAの行動は逸脱・中断とみなされるおそれがあります。逸脱・中断と

**図表1** 逸脱・中断後の通勤経路への復帰が認められる一定の行為

「日用品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」の意義（昭48.11.22 基発644、平27. 3.31 基発0331第21）	
日常生活に必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>日用品の購入その他これに準ずる行為</li> <li>職業訓練、学校において行われる教育等</li> <li>選挙権の行使その他これに準ずる行為</li> <li>病院において診察または治療を受けること</li> <li>要介護状態にある配偶者等の介護</li> </ul>
やむを得ない事由	日常生活に必要なこと
最小限度のもの	行為の目的達成のために必要とする最小限度の時間・距離

は、通勤途中で合理的な経路をそれることや、通勤とは関係のない行為をすることであり、逸脱・中断の間およびその後の移動は原則として通勤とは認められません。ただし、逸脱・中断においても一定の行為であれば、合理的な経路に復した後は通勤と認められます【図表1】。

#### [4]合理的な方法によるか

Aについては、普段どおり自動車での通勤となりますので、合理的な方法といえます。一方Bは、普段は電車通勤であり、会社に届け出た通勤方法とは異なる状況での災害となりますが、労災事故を考える際には、会社に届け出た方法かどうかは問題とはなりません。あくまで、移動の方法が合理的か否かを判断基準とします。したがって、Aの自動車に同乗しての通勤は、Bにとっても合理的な方法に該当すると考えられます。

### 3.結論として

ご質問では、逸脱・中断の行為がない限り、通勤災害として認められる可能性が高いと考えられ

**図表2** 通勤災害の取り扱い—通勤災害の範囲（昭48.11.22 基発644、平27. 3.31 基発0331第21）

合理的な経路の意義	乗車定期券に表示され、あるいは、会社に届け出ているような、鉄道、バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路等が合理的な経路となることはいうまでもない。また、タクシー等を利用する場合に、通常利用することが考えられる経路が2、3あるような場合には、その経路は、いずれも合理的な経路となる。
合理的な方法の意義	鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、当該労働者が平常用いているか否かにかかわらず一般に合理的な方法として認められる。

ます。しかし、AがBを乗せるために通勤経路を迂回した際には、Aのみ通勤災害と認められない可能性もあり、通勤災害の判定について、2人を同様に考えることができない点に注意が必要です。

なお、合理的な経路・方法の考え方は、通達により解釈が示されています【図表2】。今回のケースでは、同僚の自動車に同乗していますが、仮に家族や親戚の自動車に同乗した場合でも考え方は変わりません。

### 4.最後に

通勤災害は、会社の管理外の場所で起きるため、労災保険法の適用となる事故に該当するかどうかの判断は困難です。本人から事実確認を行い、所轄の労働基準監督署に相談しながら、要件に該当するか判断するとよいでしょう。

また、今回のケースでは、会社に届け出たものと異なる経路・方法で出社しています。場合によっては、通勤手当の過払いとなりますので、併せて本人に確認しておきましょう。